

第2回 県庁舎等再整備基本計画検討委員会 議事要旨

- 1 日 時 令和2年3月26日(木)15時00分～17時00分
- 2 場 所 神戸市教育会館5階501号室
- 3 出席者 別紙参照
- 4 主な意見

※ 開会、あいさつ、委員紹介、資料の説明については省略するとともに、各委員等の発言内容は一部要約しています。

<資料1について>

- (委 員) 「2 基本コンセプト「山手グリーンフロント」に「イノベーション拠点」という言葉があるが、どういう意味か。また、「3 山手グリーンフロント整備方針」の(3)「シンボルゾーン」は具体的にどういったイメージなのか。
- (事 務 局) 「イノベーション拠点」については、現在の県庁の行政機能、県民会館の芸術文化機能と交流機能の充実に加え、オフィスや商業施設などのにぎわいを有する機能を導入し、それらを融合させることによって、新たな価値を生み出していきたいという意図である。
県公館北西の交差点(県警本部前交差点)周辺の「シンボルゾーン」については、現在、緑が多く、県公館や神戸栄光教会が立地する非常に雰囲気の良い地点なので、「山手グリーンフロント」の中心的な場所として位置づけたい。
- (委 員 長) 私からも説明を補足する。県庁舎等再整備基本構想の策定の際にも議論になったが、行政機能を担う県庁舎に加えて、県庁周辺には様々な機能を持った施設が集積している。しかし現在は、必ずしもそれらの繋がりが良いとは言えない。これから再整備にあたり、都市機能の集積・連携によりオープンイノベーションを促進する、という意味で「イノベーション拠点」という言葉を用いている。
- (委 員) 「オープンイノベーション」という意味であれば理解できる。
- (委 員) 「3 山手グリーンフロント整備方針」の(1)に「風の流れを創出」と記載されているが、自然の陸風と海風の取り込みであるので、「風の流れを導入」と記載するべきである。
- (委 員) 今後の検討内容とすれば良いと思うが、県庁舎等の再整備に合わせ、ヴィーナステラスなどの眺望点に至るバリアフリー動線の整備や、自動運転システムの導入など、山手の自然に親しめるルートが整備されると良いと思う。
- (委 員 長) 将来のスマートシティにも繋がる考え方であり、配慮しておいた方が良い。
- (委 員) 次回以降の検討委員会において、今回の県庁舎等の再整備の、にぎわいの創出や回遊性の向上など三宮を含めた都心エリア全体に及ぼす波及効果についても議論していきたい。
また、県・市の各プロジェクトの相乗効果の発現に向けて、新たに県・市で協議の場を設け、より一層の連携を図っていきたい。

- (委員) 「都市の回遊性のイメージ」図や「東西南北のまちのシンボル軸」という表現があるが、回遊性から見た全体のイメージはどういうものになるのか。
- (事務局) 都市の回遊性の拡大と向上を担う地域であると考えており、東西方向の道路については街路樹の整備や休憩スペースの設置を、南北方向については傾斜地であり制約が多いが、バリアフリー化だけではなく、例えばJR元町駅北側の段差にエスカレーターを設置するなど、歩行者動線を円滑化し、人の流れを創出したいと考えている。
- (委員長) これらのテーマについては、次回の検討委員会で議論できれば良いと思う。
- (委員) 地域特性が「山手グリーンフロント」の基本コンセプトに対して、どのように組み込まれているのかということについて、もう少し説明が必要だと考える。
- 基本コンセプトの<キーワード>の5項目は並列ではなく、例えば、「安全・安心な環境で自己実現と生きがいを獲得する」とか、「地域との調和をベースにしながら、にぎわいを創出する」といったことが、結果的に「品格と創造」につながるというように、物語性を持っているのではないかと考える。
- 新たな環境を生み出すこととなる「山手グリーンフロント」の整備方針は重要である。歩行者空間の街路樹や背後の六甲山との繋がりなどが考えられているが、平面的な検討だけではなく、空間的にどうなるかをイメージしていくこと。また、細い路地的な趣のある空間も含め、にぎわいを生み出す人の流れについての物語ができれば良いと考える。
- (委員長) 「Ⅰ 地域特性とコンセプト」に「1 地域特性」と書いてあるが、これはむしろ「1 立地特性」と書く方がふさわしい。
- また、「Ⅱ 新庁舎の整備方針」は「Ⅱ 新庁舎整備の基本方針」と書く方が良いと思う。

<資料2・資料3について>

- (委員) 「Ⅲ 敷地利用・空間構成の考え方」内の「3 空間構成の考え方」の「◇配置構成イメージ図」にあるように、県公館北西の交差点（県警本部前交差点）を中心とした整備を行うという意図は良いと思う。
- 県公館北西の交差点（県警本部前交差点）には、ヒューマンスケールな施設を整備するのにふさわしい微地形が見られ、県公館、神戸栄光教会及びにぎわい交流施設の3つの「極」により、この場所のイメージを固めてはどうか。県民会館部会からは「適度な大きさのホールを整備して欲しい」という意向を聞いているので、交差点に面したにぎわい交流施設には、低層で作成された芸術文化施設を整備すれば、街の交点としてすばらしいものになる。まずは「地域の顔」を作り込むことが重要であると思う。
- 一方で、行政棟の高層部の設計については、70年という耐用年数を考えたときに、これからは県職員の数も減っていく可能性が高いと思うので、あまり固定的な用途にこだわらず、フレキシブルな将来利用ができるような設計とした方が良いと考える。
- (委員) 「敷地利用」という記載は、「敷地計画」とする方が良いのではないかと考える。

- (委員) シンボルゾーンが周囲の建物からどう見えるかを考えることで、新たな価値が生まれるということも重要だと考える。
また、市営地下鉄県庁前駅から地上に至る動線も重要であり、十分な検討をするべきである。
- (委員) 地上だけではなく、交差点の地下部分もシンボルゾーンとなる設えとし、各施設間のアクセス性の向上と分かりやすいサイン表示などの改善ができれば良いと思う。
- (委員) 県政は県民の方々に関心を持って頂けるかが重要である。そのためには、子供目線で考え、大人だけでなく子供にもどうやってこの場所に来てもらうようにするのかという視点が重要となる。
- (事務局) このエリアは現在、目的を持って県庁や県民会館を訪れる人が多い。特に目的が無くても、子供でも立ち寄りやすいようなエリアを目指したい。
- (委員) 心理的なバリアフリーやユニバーサルデザインとなるような計画を目指してはどうか。例えば、JR元町駅から県公館に至る道路は、車いす利用者にとっては急勾配であるが、遠回りな経路になっても良いので、他の緩やかな坂を回遊性のある道として位置づけて整備していく、といった工夫ができると思う。
- (委員) 「V 新庁舎の規模」の「1 職員数」について、現在の職員数はどのような算定方法をとっているのか。
- (事務局) 職員数は正規職員だけでなく、市町からの派遣職員や非正規職員等も含めた人数としている。なお、これまで10年間の行財政改革の中で一般行政職員の人数を約3割削減してきていることから、今後急速に職員数を減らすことは想定していない。
- (委員) 職員一人あたりにどのくらいの執務空間を確保するのか、ミーティングスペースをどうするか、来客スペースをどうするか、といった検討事項は大きな論点である。
- (委員) 電気(受電)設備はどこに配置予定であるのか。また、機械室の配置場所は地下となっているが、水害の影響をしっかりと考慮して検討しているのか。にぎわい交流施設とのつながりを考慮すると、地下の活用が重要であり、地下は駐車場や機械室だけでなく、エントランス空間としての配慮を行うべきではないか。
- (事務局) 「1 敷地条件」の「(1)安全性」で示したとおり、この場所は水害による浸水の想定エリアに入っていない敷地である。地下であっても地上と同じ安全性で機械を設置できるという認識である。管理上や使い勝手等により、配置を検討していきたい。
- (委員) ICT環境が急速に進展する中、執務室の一定の場所で仕事をするのではなく、モバイルツールを持ち歩くなど、場所にとらわれない人間の行動が中心となるような働き方に対応したワークプレイスを検討することが必要ではないか。5~10年先のオフィスのあり方を見据えて、ICTの専門家等のアドバイスを取り入れると良いと思う。
- (事務局) 執務環境の整備方針について、今年度はワークプレイスを専門に研究している京都工芸繊維大学の仲研究室と連携協定を締結し、県庁の若手職員とワークショップを行いながら、検討を進めてきた。今後、執務環境の整

備に特化した県庁内のプロジェクトチームを設置し、具体的な内容を検討していくことになるが、情報管理を専門とする部署に、今後の ICT の方向性に関する意見も聞きながら、具体的にどのようなワークプレイスにしていくのか検討を進めていく。

京都工芸繊維大学の仲研究室との連携協定も、新庁舎が完成するまで継続していくので、執務環境の整備方針についての専門的な意見を頂きながら、現在の状況をそのまま新庁舎に適用するのではなく、将来への発展性も見据えて取り組んでいきたい。

(委員長) 新庁舎の規模の計画については、総務省基準のこともあるが、近年完成した他の庁舎建築物と比較して、兵庫県庁舎がこういった水準のものになるのかが分かれば、示して頂きたい。

(事務局) 他の庁舎でどのような働き方がなされているのかが分からないことから、単純に面積を比較することは難しい。

働き方改革と関連して補足すると、令和2年4月から、公文書管理条例を施行することとなり、電子決裁によりペーパーレス化を推進する方向性を打ち出している。書類を減らせれば、執務スペースをさらに有効利用できると想定している。

(委員長) ペーパーレス化に関しては、資料の検索のしやすさを改善していくことが重要である。

(委員) 様々な立場の人の視点で検討を進めていくべきである。子供や海外からの来訪者など、多様な利用者を想定して計画する必要がある。

将来、多機能に使うことのできるバッファー（余地）としての空間の確保についても議論に入れておいた方が良い。例えば、道路と建物との間はバッファーとしての役割が見込まれるので、そういった部分も含めて検討すべきである。

(委員長) 基本計画の構成案として、章の繋がりが良くないと感じる箇所がある。例えば「Ⅴ 新庁舎の規模」が後ろの方に出てくるが、むしろこれは「計画条件と新庁舎の規模」として前段に移す方が良いのではないか。

また、「Ⅲ 敷地利用・空間構成の考え方」のうち「3 空間構成の考え方」については、空間構成や景観形成の方針を含めた「空間構成の考え方」という章を新たに立ててはどうかと思う。